

## 平成29年度第4回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議題	<p>(1) 柳島スポーツ公園の指定管理者候補者の選定について</p> <p>(2) 茅ヶ崎市ケアセンターの書類審査及び面接審査の実施方法について</p> <p>(3) 茅ヶ崎市松林ケアセンターの応募書類に基づく面接審査について</p> <p>(4) 茅ヶ崎市松林ケアセンターの指定管理者候補者の選定について</p> <p>(5) 茅ヶ崎市元町ケアセンターの応募書類に基づく面接審査について</p> <p>(6) 茅ヶ崎市元町ケアセンターの指定管理者候補者の選定について</p> <p>(7) 茅ヶ崎市萩園ケアセンターの応募書類に基づく面接審査について</p> <p>(8) 茅ヶ崎市萩園ケアセンターの指定管理者候補者の選定について</p> <p>(9) その他</p>
日時	平成29年10月19日(木) 午後2時30分 開会 午後5時15分 閉会
場所	市役所分庁舎5階 F会議室
出席者氏名	<p>藏田幸三委員長、山本裕子副委員長、池澤龍三委員、池内忠弘委員、篠原徳守臨時委員(議題2以降)</p> <p>(事務局)</p> <p>事務局12名</p> <p>青柳行政改革推進室長、安西室長補佐、森岡副主査、渡邊副主査、土井主任</p> <p>(議題1関係課・スポーツ推進課)</p> <p>鈴木文化生涯学習部長、大川スポーツ推進課長</p> <p>(議題2以降関係課・高齢福祉介護課)</p>

	熊澤福祉部長、重田高齢福祉介護課長、宇田川担当主査、木内主事、水島主事
資料	<p>・平成29年度第4回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会次第</p> <p>【資料1】柳島スポーツ公園の指定管理者候補者の選定について（報告）</p> <p>【別紙1】PFI事業者選定の際の提案書類のうち事業計画書に該当するもの（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎市松林ケアセンター指定管理者選定審査評価票（A社）</li> <li>・茅ヶ崎市元町ケアセンター指定管理者選定審査評価票（A社）</li> <li>・茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者選定審査評価票（A社）</li> <li>・茅ヶ崎市松林ケアセンター指定管理者応募書類一式（A社）</li> <li>・茅ヶ崎市元町ケアセンター指定管理者応募書類一式（A社）</li> <li>・茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者応募書類一式（A社）</li> </ul> <p>【参考資料1】本市における「指定管理者制度導入に関する基本的考え方（抜粋）」</p> <p>【参考資料2】（仮称）柳島スポーツ公園整備事業の概要</p> <p>【参考資料3】（仮称）柳島スポーツ公園整備事業の事業費の内訳について</p> <p>【参考資料4】茅ヶ崎市松林ケアセンター指定管理者募集要項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の基準</li> </ul> <p>【参考資料5】茅ヶ崎市元町ケアセンター指定管理者募集要項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の基準</li> </ul> <p>【参考資料6】茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者募集要項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の基準</li> </ul> <p>【参考資料7】施設別調査票</p>
会議の公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報のため。（茅ヶ崎市情報公開条例第5条第2号） 行政の内部的な審議、検討または協議に関する情報のため。（茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号）
傍聴者数	なし

(開会)

(事務局) (安西室長補佐)

皆様、こんにちは。それでは定刻となりましたので平成29年度第4回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、行政改革推進室の安西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名及のうち現在4名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。

また、本日傍聴の方はおりません。

続きまして、本日出席しております事務局職員の紹介をさせていただきます。

指定管理者制度を所管する行政改革推進室並びに施設所管課として文化生涯学習部長とスポーツ推進課長が出席させていただいております。

施設所管課の職員のみ、紹介をさせていただきます。

#### 【事務局職員紹介】

また、議題の1終了後、スポーツ推進課と高齢福祉介護課の事務局職員の入れ替えをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

#### 【配布資料確認】

なお、茅ヶ崎市ケアセンター3施設の応募書類一式につきましては、本日の会議終了後に回収いたしますのでご了承ください

それでは会議の進行につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき、藏田委員長にお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。

まず、本委員会の公開・非公開についてとなりますが、本日は議題の1は公開、議題の2以降は前回の委員会で決定しておおり、非公開とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議事録署名人を指名させていただきます。

審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するということでございますので、名簿順で山本委員にお願いしたいと思います。

(山本副委員長)

了解いたしました。

(藏田委員長)

それでは、山本委員、議事録署名人をお願いいたします。

次第に沿いまして、はじめに議題の1「柳島スポーツ公園の指定管理者候補者の選定について」、事務局から説明をお願いいたします。

### 議題1「柳島スポーツ公園の指定管理者候補者の選定について」

(事務局) (安西室長補佐)

それでは、行政改革推進室及びスポーツ推進課より、議題1につきましてご説明申し上げます。資料につきましては、資料の1「柳島スポーツ公園の指定管理者候補者の選定について(報告)」を主に使用してご説明をまいります。

私のほうからは、項番1「概要」につきましてご説明申し上げます。

柳島スポーツ公園につきましては、本市では初めてとなるPFI事業といたしまして、平成30年3月の開園を目指して、現在、整備を進めているところでございます。なお、PFI事業により公の施設を整備し、なおかつ、そのPFI事業者が施設管理を包括的に行っていく場合には、指定管理者制度の導入が必要となっております。

本市における指定管理者制度の基本的考え方の中的位置づけにおきましては、PFI事業により整備する施設について、指定管理者制度の導入前に既にPFI事業者が決定している場合、当該施設の設置条例において、そのPFI事業者が指定管理者の候補者になるという旨を規定することにより、公募等の手続は行わずに、当該PFI事業者を指定管理者候補者として選定するものとしてございます。

そちらの根拠といたしましては、まずは枠囲みの中でございます、今申し上げました当該施設の設置条例ということで、今回は茅ヶ崎市都市公園条例の附則において、下線が引かれているところになりますが、位置づけがなされておりますので、こちらがまず根拠になっております。

また、参考資料1については、本市における「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」の中で、PFI事業者が施設管理を行わせる場合の取扱いの部分について、該当する部分を抜粋したものでございますので、そちらも参考としていただければと思います。

なお、その際に、指定管理者の候補者を選定した旨につきましては、本委員会、指定管理者選定等委員会に対して、PFI事業者の選定の際に提出された提案書類の一部を添えて報告することとされております。本件は、それらのことを踏まえまして、柳島スポーツ

公園の指定管理者候補者を選定した旨をご報告するものでございます。

なお、今後につきましては、12月の第4回市議会定例会において、指定管理者の指定の議決に向けて、議案の提案をする予定となっております。

では、項番2以下につきましては、スポーツ推進課長よりご説明申し上げます。

(事務局) (大川スポーツ推進課長)

それでは、スポーツ推進課より、2番、指定管理者候補者の選定を報告する施設と候補者の名称以降をご説明させていただきます。

まず、今回、指定管理者候補者の選定をする施設の名称でございますが、「柳島スポーツ公園」でございます。こちらの名称につきましては、第3回市議会定例会におきまして、施設の設置条例が議決をされまして、その中で正式名称といたしまして、「柳島スポーツ公園」が正式名称に決定しているところでございます。

また、指定管理者候補者の名称でございますが、こちらにつきましては、先ほど説明をさせていただいたとおり、今回の事業がPFI事業という形で事業が進められておりまして、PFI事業を進める場合におきましては、通常、事業を遂行するために、特別目的会社、いわゆるSPCと私どもは呼んでおりますが、特別目的会社を設立し、事業を進めることになっておりまして、特別目的会社であります茅ヶ崎スマートウェルネスパーク株式会社が指定管理者の候補者ということになります。

続きまして、3番、柳島スポーツ公園整備事業の概要でございますが、お手元の参考資料2をご覧ください。こちらがスポーツ公園の概要になります。先ほどご説明がありましたとおり、今回の事業につきましては、本市初めてとなるPFI事業になりますが、現在、市内南西部にあります柳島地区で事業を進めておりまして、平成29年度いっぱいまで工事が完了し、平成30年3月25日に公園が開園する予定になっているところでございます。

公園の施設概要等につきましては、1ページ目のところに記載のとおりでございます。

続きまして、2ページ目になりますが、先ほど特別目的会社ということでご説明をさせていただきましたが、今回、茅ヶ崎スマートウェルネスパーク株式会社につきましては、2ページに記載のとおり、市内や湘南地域を中心とした企業もしくは団体に構成されておりまして、代表企業といたしましては、亀井工業ホールディングス株式会社、こちらが全体を統括する管理業務を行い、構成企業の中には、それぞれの特色を生かした企業もしくは団体等が名前を連ねているところでございます。

今回、スポーツ施設ということもありまして、特筆すべき事項といたしましては、湘南ベルマーレさん、また、テニスの分野で言いますと、パームインターナショナルさんが今回の事業に参画をいただいているところでございます。

細かい事業の取組方針、また施設の概要等につきましては、後ほど目を通していただけ

ればと思います。

続きまして、事業費の内訳でございますが、参考資料3になります。今回の事業はPFI事業ということで、通常の直営方式と異なり、設計、建設、維持管理、運営まで、一体の契約という形になっております。契約期間が、設計、建設、維持管理、運営を含めた中での契約ということで、維持管理運営期間20年間を含んだ契約となっております。総額74億8,758万4,416円が事業費の合計となっております。この内訳につきましては、表に記載のとおり、設計、建設に係る費用が約50億、維持管理、運営に係る費用が約25億でございます。

続きまして、今回の事業につきまして、指定管理者制度の提出書類の関係の説明をさせていただきます。

お手元の別紙1と記載されている資料でございますが、先ほど、参考資料の中でお話ございましたが、今回、一般的な指定管理者の選定の際に必要な書類は、PFI事業者選定の際に事業者へ提出をしていただきました提案書の中から、通常、指定管理者選定の際に必要な書類と同等の書類を抽出いたしまして、今回、ご提示をさせていただいているところでございます。

事業計画書1「施設の管理運営に係る基本的な考え方」から、事業計画書6「危機管理について」まで、別紙1に添付させていただいた資料のとおりでございます。

続きまして、指定期間でございますが、今回の柳島スポーツ公園の指定管理期間につきましては、開園予定日であります平成30年3月25日から約20年間の管理運営期間を経て、平成50年3月31日までの期間、これにさらに、事前に予約の受付等に要する期間が必要になりますので、その部分を加えた中で指定管理期間を設定してまいります。

続きまして、5番、これまでの経過及び今後の予定でございますが、先ほどから説明をさせていただいているとおり、今回の事業につきましては、PFI事業ということで、平成26年4月の段階でPFI事業の入札の公募を行い、事業者の選定につきましては、26年9月に落札者を決定しました。また、その後、26年の12月、市議会において議決を受けて、事業契約を締結し、平成27年度につきましては設計業務、28年度、29年度が建設業務、30年の3月25日以降、実際の維持管理運営になりますが、本日、指定管理者選定等委員会へご報告させていただき、12月の第4回市議会定例会において指定管理者の指定の議決を受ける予定となっているところでございます。

最後に、その他といたしまして、柳島スポーツ公園指定管理者制度の導入に当たりましては、これまでもご説明させていただきましたとおり、公募という形ではなく、PFI事業者が指定管理者という形になります。しかしながら、PFI事業者による運営管理体制のモニタリングにつきましては、本市における他の指定管理者制度導入施設と同じように、指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針に基づいて、適切に実施して

まいります。説明は以上になります。

(藏田委員長)

ありがとうございました。議題1について、事務局より説明がありました。  
ご質問等がありますでしょうか。

**【質問等特になし】**

それでは、この事項については、本委員会への報告を承ったということで今後適切に進めていただきたいと思います。議題1は以上とさせていただきます。

(藏田委員長)

続きまして議題2「茅ヶ崎市ケアセンターの書類審査及び面接審査の実施方法について」に移らせていただきます。

議題2以降については、本委員会は非公開となります。

また、ここで事務局職員の入れ替わりが行われ、篠原臨時委員が入室となりますのでよろしくをお願いします。

(事務局) (安西室長補佐)

ただいま事務局職員の入れ替えをさせていただくので、少々お待ちください。

(藏田委員長)

それでは、よろしいでしょうか。

議題2「茅ヶ崎市ケアセンターの書類審査及び面接審査の実施方法について」、事務局から説明をお願いいたします。

**議題2「茅ヶ崎市ケアセンターの書類審査及び面接審査の実施方法について」**

(事務局) (安西室長補佐)

茅ヶ崎市ケアセンターの指定管理者の候補者選定における、応募書類に基づく書類審査及び面接審査の実施方法について、ご説明申し上げます。

まず、これまでの経過としましては、8月22日、第2回指定管理者選定等委員会を開催し、募集要項等についてご意見を頂きました。その後、募集要項を9月1日に公開し、9月7日には事業者向けに説明会を開催しております。また、今回の募集に関する質問の受付を行いまして、9月19日から29日までを応募書類の受付期間といたしました。

その結果、茅ヶ崎市松林ケアセンターに1者、茅ヶ崎市元町ケアセンターに1者、茅ヶ崎市萩園ケアセンターに1者、ご応募を頂きました。委員の皆さまには、事前に応募書類に基づく、「書類審査」を実施していただきまして、ただいま事務局にて集計作業を行っているところです。

これから「面接審査」を実施いたしますが、施設所管課より施設の概要等の説明を行った後、応募者の説明を「10分」、委員からの質疑応答を「15分」で行い、その後、各委員に評価結果をご記入いただくこととなります。

また、応募者の説明の際には、持ち時間10分の「1分前」及び「終了時」に、ベルを鳴らしてお知らせすることといたします。

面接審査項目につきましては、お手元の評価表で9項目ございます。評価点は、書類審査の2倍となります。「非常に優れている」は10点、「優れている」は8点、以下6、4、2、0点となりますので、ご注意ください。

面接審査の採点及び総評につきましては、応募者の面接審査後にご記入いただき、事務局より回収にまいります。

指定管理者の選定についてですが、書類審査及び面接審査の合計得点が満点の6割以上の場合、指定管理者の候補者として選定するものといたします。

また、委員の皆様から頂きました総評、評価できる点と改善を要する点については、選定された団体への通知へ記載し、指定管理期間の業務に反映していただきますので、記載いただきますようお願いいたします。

説明及び提案は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(藏田委員長)

ありがとうございました。議題2について、事務局より説明がありました。ご質問等がありますでしょうか。

(山本副委員長)

面接審査の評価票はいつ配布していただけるのでしょうか。

(渡邊副主査)

各議題の冒頭でお配りいたします。

(藏田委員長)

その他ご質問等ございますでしょうか。



(藏田委員長)

それでは説明のとおり、進めていただければと思います。

続きまして議題3「茅ヶ崎市松林ケアセンターの応募書類に基づく面接審査について」に移らせていただきます。

### 議題3「茅ヶ崎市松林ケアセンターの応募書類に基づく面接審査について」

(事務局) (安西室長補佐)

ここで、面接審査を実施いただく前に、審査資料の追加についてお諮りさせていただきたいと思います。茅ヶ崎市松林ケアセンターの応募者より、審査資料に含まれる収支計画書の積算内訳が追加で提出されましたので、これらの資料を審査資料として、配布させていただいてもよろしいでしょうか。

【異議なし】

(藏田委員長)

それでは追加資料の配布をお願いします。

【追加資料配布】

(藏田委員長)

それでは、審査資料を追加していただきまして、これより面接審査に移らせていただきます。

まず、事務局より、応募団体の応募資格について報告、並びに施設の概要及び指定管理者に期待すること等について説明をお願いいたします。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

それでは高齢福祉介護課よりご説明いたします。

始めに、応募団体の応募資格につきましては、今回応募のありました、A者については、応募書類の第1号様式その1の「指定管理者指定申請書」で示しております、(1)～(11)の資格要件を満たしていることを確認しております。

次に、施設の概要についてご説明いたします。「茅ヶ崎市松林ケアセンター指定管理者募集要項」の2ページをご覧ください。

3「施設の概要」については、(1)開所は平成10年12月となっており、(2)所在地は、茅ヶ崎市松林三丁目9番28号、(3)構造は鉄筋コンクリート造地上4階建て、

(5) 延床面積は714.59㎡、こちらはケアセンター分でございます。(6) 施設内容としては、1階に事務室、介護機器展示コーナー、相談コーナー、食堂、厨房、厨房検品室、日常動作訓練室、浴室、脱衣室、休養室、トイレ、更衣室、ロビー、2階に会議室、教育室、生活相談・団らん室、トイレがございます。(7) 併設施設については、茅ヶ崎市営松林住宅を併設しております。

最後に、現状を踏まえた課題と指定管理者に期待していることについてご説明いたします。現状を踏まえた課題としましては、施設の老朽化が大きな課題としてあげられます。指定管理者に期待していることにつきましては、地域還元です。地域の福祉向上に繋がる取り組みが主な点として挙げられますが、具体的にご説明させていただきます。

1つ目は、広報及び情報提供です。市の施設であることや介護サービスを提供しているという施設の特色を生かし、既存の利用者のみならず、地域住民に対する効果的な広報及び適切な情報提供をしていただきたいと思いますと考えております。また、自主事業を行うにあたっての効果的な広報についても工夫をしていただきたいと思いますと考えております。

2つ目は、自主事業です。地域で開かれた施設となるべく、地域の特色を生かした独自の自主事業を行っていただきたいと思いますと考えております。また、こちらにつきましても既存の参加者のみならず、新たな参加者を見込めるような工夫もしていただきたいと思いますと考えております。

3つ目は、施設及び附属設備の効果的な管理です。ケアセンターは主に高齢者を対象とした施設であること、施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、指定管理者としても危機管理意識を持っていただき、日頃からの施設及び附属施設の維持管理を行っていただきたいと思いますと考えております。また、優先順位を踏まえたうえでの、積極的な修繕やサービスの質の向上に繋がる施設改善等も行っていただきたいと思いますと考えております。ご報告及びご説明は以上です。

(藏田委員長)

ありがとうございました。それではただいまから面接審査を開始します。面接審査の進行は事務局にお願いします。

(事務局) (安西室長補佐)

それでは応募団体にご入室いただきます。

#### 【応募団体 (A者) の入室】

(事務局) (安西室長補佐)

お待たせいたしました。ただいまから茅ヶ崎市松林ケアセンターの指定管理者候補者選定のための面接審査を行います。本日はお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

面接審査でございますが、説明時間は10分以内でお願いいたします。説明に関しましては、1分前及び終了時にベルにてお知らせさせていただきます。終了時間となった時点で、説明を中止させていただきます。説明が終わりましたら、引き続き質疑応答の時間を15分設けておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、団体名についてはおっしゃらないようお願いいたします。

準備の方はよろしいでしょうか。それでは説明をお願いいたします。

### 【A者プレゼンテーション】

(事務局) (安西室長補佐)

ありがとうございました。それではこれから質疑応答に入ります。

委員の皆様、よろしくお願いいたします。

(篠原臨時委員)

色々な資料が提出されていますが、36協定の資料がなかったと思われます。非常に大変な仕事で従業員が休暇を取ることもあると思いますが、残業になったり、休日出勤等が発生した時、36協定の締結が無くてもよいのでしょうか。

(A者)

36協定は結んでおります。

(篠原臨時委員)

資料の提出が無かったので質問しました。

(池澤委員)

私のほうからは、先ほど3点主要な説明を受けたところですが、その中で特に施設の効率的な管理についてお伺いしたいと思います。確かに優先順位を定めていくと大変だと思います。そのためには日常的な点検というのは、プロの点検だけではなくて、皆様の日々の点検が大変重要だと思いますが、点検されているときに注意されている点、重点を置かれている点について、ありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

(A者)

各部署で安全衛生委員というものを設けておりました、部署から1名ずつ選出して、毎月1回見回りをしております。もちろん施設の設備の老朽化というのはいくところもございまして、亀裂、はがれ、それだけではなく、安全にということもあります。段差があったりとか、ここは危ないのではないかと、このところ少し出っ張っているのが危険なのではないかと、もしくは、非常口の周りに物を置かないようにする、時々、後でしまおうと思って置いたままになっているものがあったりしますので、そういったことについても適切に管理をしています。建物に傷がつかないようにということも十分考えております。あとは清掃の部分で、毎日、委託の業者さんに清掃をお願いしておりますが、それ以外に年1回の大がかりなワックスがけ等の、修繕まではいきませんが、日々のメンテナンスという形でさせていただいております。

(池澤委員)

わかりました。

(池内委員)

プロジェクターで紹介していただきましたセンターの提供食について、その取り組み内容を発表する機会があり優秀賞を受賞されたとのことですが、ホームページを見せていただきましたところ、まだ紹介されていませんでした。こういった成果を広く知っていただくことが、稼働率の向上にもつながるのではないかと思います。もっと積極的にPRしてもよろしいのではないかと思います。現在そういったことに取り組んでおられるのでしょうか。

(A者)

ホームページ等は更新させていただいておりますが、申し訳ないのですが、今回の賞をいただいたのがつい最近のこととございまして、これに書くのにぎりぎり間に合ったという状態ですので、ホームページには、表彰式の模様とかもありますので、随時アップしていけたらと考えております。遅れてしまって申し訳ないと思っております。

(池内委員)

時期がわからなかったもので、いつ頃どこで、そうゆう成果を上げられたのかと思いました。

(A者)

ついこの間、表彰式が行われたばかりです。

(池内委員)

わかりました。

(藏田委員長)

今の関連で、広報の取り組み等については、ご提案いただいた内容を拝聴しまして、よろしいかと思うのですが、具体的に広報をやっているだけだと、なかなかその成果は出ないと思います。具体的にやったものがどういうふうに出ているのかというのを検証していかないと、広報をし続けているという報告でしかありません。例えば、実際ここにあるような取り組みが、利用された方の何人がそうおっしゃっていただいているのかどうかということや、もしくは、地域貢献事業などについては喜んでいただけているかどうかをしっかりと確認していかないと、やっていくことそのものが目的になってしまいがちです。できましたら、成果といったようなものについて、広報ですとか、地域との貢献活動、もちろん喜んでいただく実態はあると思うのですが、何らか測定していくようなことを考えられた方がいいかと思います。その点、何かもう既にやっていらっしゃることがあればお聞きしたいと思いますし、もしなければ、そういうことも取り組んでいただければと思います。

(A者)

年1回のお祭りに関しましては、来場者のアンケート等はとらせていただいております。ただ、去年からやっておりますお祭りに関しましては、入り口がなく、出口もなくという状態ですので、たくさんの方々、来場された方全員のアンケートという形では残念ながらできない状態でございます。今年も開催する予定にしておりますが、やはり同じような状態ですので、そこについてのアンケート等はとっておりません。

それから、こちらにあります大山街道沿いにポスターを張ったらどうかというご提案ですけれども、こちらは今回の指定管理の募集のために合成をしたものでございまして、窓に張っていいのか悪いのかも、実際わかりませんでした。どうやったらいい広報ができるだろうか、ケアセンターがなかなか周知されないのはどうしてなんだろうか、入り口がわからなくて迷ってご来場なされる方がたくさんいらっしゃるの、それをどうしたら解消できるだろうかということを所内の中で十分に話し合いをさせていただきました。その結果、こうしたいという意見が職員の中から上がりましたので、高齢福祉介護課のほうにご相談をさせていただいて、このようなポスター等を張ってもいいのではないかというご返答でしたので、今後このようにさせていただくという意味でつくらせていただいたもので

す。合成ですので、このようにうまくいくかどうかはちょっとわからないですけれども、できましたら、このような形で皆さんにわかりやすいようにしていきたいと思っております。北側はどうしても何もない、駐車場に面しております。ただ、駐車場のためだけにここにあるという形ですけれども、高齢者の住宅の入り口とケアセンターの入り口を混同される方が多くて、ケアセンターのほうに住宅のお荷物、宅配が届いたり、もしくは逆に、ケアセンターに行きたいのに高齢者の住宅へ上がって行って、どこが受付なのかと混乱される方が多いですので、入り口についてももう少しわかりやすい表記をしようかと考えています。ですので、ご指摘のとおり、今後そのような形でやっていけたらと思っております。

(事務局) (安西室長補佐)

他にご質疑はございませんか。時間がまいりましたので、そろそろ質疑応答を終了とさせていただきます。

それでは以上で面接審査を終了といたします。本日の結果につきましては、後日通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。ではご退出ください。

#### 【A者退出】

(事務局) (安西室長補佐)

委員の皆様におかれましては、評価表の記入をお願いいたします。面接審査の評価点と総評の記載をお願いいたします。総評につきましては、箇条書き等簡潔にご記載いただいで構いません。

記入がお済みの委員は挙手いただければ事務局が回収に参ります。

#### 【評価表の記入】

(藏田委員長)

議題3「茅ヶ崎市松林ケアセンターの応募書類に基づく面接審査」が終了いたしました。これより、事務局で審査結果を取りまとめますので、「5分程度」休憩を取りたいと思います。

#### 【休憩】

(藏田委員長)

それでは引き続き会議を再開いたします。

議題4「茅ヶ崎市松林ケアセンターの指定管理者候補者の選定について」、事務局より集計結果の説明をお願いいたします。

#### 議題4「茅ヶ崎市松林ケアセンターの指定管理者候補者の選定について」

(事務局) (安西室長補佐)

それでは集計が終わりましたので、ご報告させていただきます。スクリーンをご覧ください。

A者の書類審査結果につきましては、300点満点中234点となっております。面接審査結果につきましては、200点満点中157点となっております。

また、書類審査及び面接審査による合計得点につきましては、391点で満点の6割を満たしているため、指定管理者の候補者となります。

また、委員の皆様からいただきました評価できる点、改善を要する点はスクリーンに記載のとおりです。こちらに記載の内容について指定管理者の候補者に通知させていただきたいと考えております。また追加のご意見等がありましたらこちらで伺えればと思います。

最後に、応募者についてですが、A者につきましては「社会福祉法人慶寿会」でございます。審査結果は以上でございます。

(藏田委員長)

ただいま、事務局から審査結果の報告がありました。

これについて評価できる点、改善を要する点など何かご意見等がありますでしょうか。

【意見等なし】

(藏田委員長)

それではお諮りいたします。

ただいま事務局から報告がありましたとおり、茅ヶ崎市松林ケアセンターにおいて、書類審査及び面接審査による合計得点が満点の6割以上の「社会福祉法人慶寿会」を指定管理者の候補者として選定することを決定してよろしいでしょうか。

【異議なし】

(藏田委員長)

異議なしとのことでしたので、「社会福祉法人慶寿会」を指定管理者の候補者として選定することといたします。

また、事務局から提案のありましたとおり、皆さまからいただきましたご意見を候補者に通知するというところでよろしいでしょうか。

#### 【異議なし】

(藏田委員長)

それでは、本日の審査結果及び皆さまからのご意見を候補者に通知するというところでよろしくお願いいたします。

なお、本日の選定結果につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第2条に基づき、市長に答申させていただきます。

それでは、議題5「茅ヶ崎市元町ケアセンターの応募書類に基づく面接審査について」に移らせていただきます。

#### 議題5「茅ヶ崎市元町ケアセンターの応募書類に基づく面接審査について」

(事務局) (安西室長補佐)

ここで、面接審査を実施いただく前に、審査資料の追加についてお諮りさせていただきたいと思います。茅ヶ崎市元町ケアセンターの応募者より、審査資料に含まれる収支計画書の積算内訳が追加で提出されましたので、これらの資料を審査資料として、配布させていただきます。よろしいでしょうか。

#### 【異議なし】

(藏田委員長)

それでは追加資料の配布をお願いします。

#### 【追加資料配布】

(藏田委員長)

それでは、審査資料を追加していただきまして、これより面接審査に移らせていただきます。

まず、事務局より、応募団体の応募資格について報告、並びに施設の概要及び指定管理者に期待すること等について説明をお願いいたします。



(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

それでは高齢福祉介護課よりご説明いたします。

始めに、応募団体の応募資格につきましては、今回応募のありました、A者については、応募書類の第1号様式その1の「指定管理者指定申請書」で示しております、(1)～(11)の資格要件を満たしていることを確認しております。

次に、施設の概要についてご説明いたします。「茅ヶ崎市元町ケアセンター指定管理者募集要項」の2ページをご覧ください。

3「施設の概要」については、(1)開所は平成13年12月となっており、(2)所在地は、茅ヶ崎市元町10番33号、(3)構造は鉄筋コンクリート造地上3階建て、(5)延床面積は526.6㎡、こちらはケアセンター分でございます。(6)施設内容としては、1階にケアセンター事務室、介護用品展示スペース、食堂、厨房、食品検品室、日常動作訓練室、浴室、トイレ、エントランスホール、介護者教育室・会議室、介護支援センター相談室、ケアセンター相談室がございます。(7)併設施設については、茅ヶ崎地区コミュニティセンター、子どもの家茅っ子を併設しております。

最後に、現状を踏まえた課題と指定管理者に期待していることについてご説明いたします。現状を踏まえた課題としましては、「施設の老朽化」が大きな課題としてあげられます。指定管理者に期待していることにつきましては、「地域還元」です。地域の福祉向上に繋がる取り組みが主な点として挙げられますが、具体的にご説明させていただきます。

1つ目は、広報及び情報提供です。市の施設であることや介護サービスを提供しているという施設の特色を生かし、既存の利用者のみならず、地域住民に対する効果的な広報及び適切な情報提供をしていただきたいと思いますと考えております。また、自主事業を行うにあたっての効果的な広報についても工夫をしていただきたいと思いますと考えております。

2つ目は、自主事業です。地域で開かれた施設となるべく、地域の特色を生かした独自の自主事業を行っていただきたいと思いますと考えております。また、こちらにつきましても既存の参加者のみならず、新たな参加者を見込めるような工夫もしていただきたいと思いますと考えております。

3つ目は、施設及び附属設備の効果的な管理です。ケアセンターは主に高齢者を対象とした施設であること、施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、指定管理者としても危機管理意識を持っていただき、日頃からの施設及び附属施設の維持管理を行っていただきたいと思いますと考えております。また、優先順位を踏まえたうえでの、積極的な修繕やサービスの質の向上に繋がる施設改善等も行っていただきたいと思いますと考えております。ご報告及びご説明は以上です。

(藏田委員長)

ありがとうございました。それでは、ただいまから面接審査を開始します。面接審査の進行は事務局にお願いします。

(事務局) (安西室長補佐)

それでは応募団体にご入室いただきます。

### 【応募団体 (A者) の入室】

(事務局) (安西室長補佐)

お待たせいたしました。ただいまから茅ヶ崎市元町ケアセンターの指定管理者候補者選定のための面接審査を行います。本日はお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

面接審査でございますが、説明時間は10分以内でお願いいたします。説明に関しましては、1分前及び終了時にベルにてお知らせさせていただきます。終了時間となった時点で、説明を中止させていただきます。説明が終わりましたら、引き続き質疑応答の時間を15分設けておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、団体名についてはおっしゃらないようお願いいたします。

準備の方はよろしいでしょうか。それでは説明をお願いいたします。

### 【A者プレゼンテーション】

(事務局) (安西室長補佐)

ありがとうございました。それではこれから質疑応答に入ります。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

(山本副委員長)

ご説明ありがとうございました。いただいた資料の中で具体的なものが明記されていなかったからお伺いしたいと思います。今回、自主事業の中で、コミュニティカフェを行うということで、予算としては約50万円というご説明をいただいておりますが、その旨も書類のほうには載っているのですが、具体的にどういうプランでやっていくのか、今の説明で何も出ていなかったもので、そのあたりを伺いたいと思います。

特に、元町ケアセンターは、お隣のコミセンの中に、たしかカフェをしている部分があると思います。そちらと競合するという形になりますので、どういう形で運営を図ってい

く予定なのか、そのあたりの具体的なプランがあるのかないのか、あるとしたら、その内容を伺いたいと思います。

(A者)

コミュニティカフェを開催するというので、同じ法人の中でコミュニティカフェをやっているところがありますので、そちらのほうと情報の共有化を図りまして、来年度やっていきたいと考えております。

コミセンのほうと相談をさせていただきましたところ、土日についてはコミセンのほうのカフェは開いていないということですので、日曜日にこちらはやっていこうと思っております。ですから、それについては競合しないということで、コミセンのカフェの方ともお話をしております。

実際に運営につきましては、私たちが初めてのことで、周知の仕方ですとか、実際にどういう形で何人の人が必要で、それをどういう形で賄っていくのかということ、今年度の後半で検討しながら、ボランティアの方も含めて、いい形でやっていきたいと思っております。

予算につきましては、大まかな予算としては、情報提供も踏まえて50万円というふうに考えております。

(山本副委員長)

コミュニティカフェに関して、具体的に施設のどの部分をどういうふうにするのか、特に、カフェですので、人がいらっしゃると思いますが、基本的には利用者さんが食事等をしているのをどういうふうにするのか、具体的な形がちょっと見えてこなかったです。そのあたりを本当は今日伺えたらと思っていたのですが、まだはっきりとした形は見えていないということでよいのでしょうか。

(A者)

日曜日、隔週で開いているという形ですけれども、具体的には何かそこでやっているということが今まではありませんでした。従業員がいるので、それではいけないだろうということで、来年度は月に1回から始めて、地域の方が来られるようなものと考えております。最初は、カフェですからお茶とか軽食というか、おやつとか、買って来たものを出すという形、場所としては、1階全部、ご利用者がいないスペースを使って、子どもの遊び場ですとか、遊び道具は幾らでもありますので、そういうものを使って、高齢者だけではなくて、お子さんたちも遊びに来られるようなところから始めていきたいなというふうに思っております。その上で、どういうニーズがあるのかということを考えながら、広げて

いかればというふうに思っております。

(池澤委員)

プレゼンありがとうございました。

私のほうからは2点お伺いしたいと思います。施設は老朽化がどんどん進んでくるということで、そこはなかなか大変なことであり、職員の皆さんも点検等は日常的にされていると思いますが、漫然と見ているわけではなく、注意しながら見ている着眼点があると思いますので、どういった点を特に注意されて見られているのかということをお伺いしたいのと、修繕をされたときの、履歴のようなものはどういうふうに残されているのかという2点をお伺いしたいと思います。

(A者)

施設の老朽化に対しては、今は介護職以外に営繕を専門にする職員を雇いましたので、特に水回りのところの補修ですとか、それから、トイレは使用量がかなり多いので、不具合に対して、できるだけ確認をしています。業者を呼ぶ必要があれば、業者に聞いたりもしております。

実際に先日も、業者さんが来たときに、ほかのところの水回りのことも相談をさせていただいて、まだ修理をする前というところで、こういうふうに使ったらいいですよというふうに言われたりですとか、給湯器のほうももう15年たっておりますので、そろそろ買い替えをというお話でありましたが、全部買い替えるのではなくて、不具合が起きやすい箇所、部品が幾らかかるとか、そういった見積もりを出していただきました。今はまだ動いているけれども、だめになる前に必要な交換の頻度が高い順から替えていくということを考えております。

それから、修繕については、今までは20万円以上のものについては市と相談をしてやっておりますけれども、昨年度から、その辺は私どものほうである程度負担をするということで、書類の報告は詳細ものを適切に出せるようにしております。

(池澤委員)

ありがとうございます。

(池内委員)

私も山本委員から自主事業について質問がありましたが、そのときに、このカフェを開店するので50万円計上されていると伺いました。この分が計上されていなかった従来の自主事業というのは、年間どれぐらいを使っておられたのでしょうか。

(A者)

従来は、福祉講座というのを2カ月に一度やっておりまして、講師は法人の中で対応していますので、無料でありました。あと、資料ですとか、飲み物をご用意したりとかということだけでしたので、ほとんど費用というのはかかっていないということになります。

(池内委員)

資料というのは、その資料の用紙費程度で予算として表記するほどではなかったということですか。

(A者)

そのとおりです。もともとが在宅支援センターとして運営しておりましたので、お困りごとがある方は、時々いらっしゃって、そこでお話を聞くということでしたので施設自体を使って何かをするということは今まであまり発想としてはございませんでした。1年に一度、コミセンまつりのときにはカフェを運営しておりまして、ただ、それも収益を上げるというよりは、安価で提供するという形でおりましたので、収入・支出がトントンという形で、特に予算化するほどではありませんでした。

(池内委員)

もう一つ、就業規則でちょっと気になったので確認をしたいと思います。手元にある182ページ、第2章で職員の定義のところ、常勤職員、嘱託職員を「職員」と呼びますということですが、特に定めのある場合以外は非常勤職員とかアルバイトの人にも適用するという事になっているように思われます。実際には非常勤の方とか、例えば、パートさんとかアルバイトさんにも適用しておられるのでしょうか。していないのだとすると区別は何かされているのでしょうか。

(A者)

基本的には、常勤、非常勤、アルバイト、全てこの就業規則に沿ってお仕事をしていただいております。

(池内委員)

特に問題は今まではなかったということでしょうか。

(A者)

はい。何か質問があった場合には、こちらに沿って見て、それで本部と検討するという形で対応させていただいております。

(池内委員)

わかりました。

(藏田委員長)

自主事業とか、事業についての広報の取り組みのことのご提案について、今後、市と協議してということで、今までのやりとりを聞かせていただきましたが、ここは審査の場ですので、事業所の側、皆様の側から、こういうふうにやりたいという提案があって、その内容が予算書と比較してどうかということでない、具体的にそれが妥当であるのか、効果的であるのか、そのものが判断できないというのが通常の審査の場だと思います。今後詰められるとお答えいただいておりますけれども、具体的なご提案をしっかりと準備していただいて、また受け答えいただく中で審査をしていくというのが通常のパターンかと思っておりますので、その点については、今、特段これについてどうこうということはありません。ぜひ今後については、ほかの場で同様の提案をするならば、十分に改善していただく必要があるという思いからの意見でございます。以上です。

(事務局) (安西室長補佐)

他にご質疑はございませんか。時間がまいりましたので、そろそろ質疑応答を終了とさせていただきます。

それでは以上で面接審査を終了といたします。本日の結果につきましては、後日通知させていただきますので、よろしくお願いたします。

本日はありがとうございました。ではご退出ください。

#### 【A者退出】

(事務局) (安西室長補佐)

委員の皆様におかれましては、評価表の記入をお願いいたします。

#### 【評価表の記入】

(藏田委員長)

議題5「茅ヶ崎市元町ケアセンターの応募書類に基づく面接審査」が終了いたしました。これより、事務局で審査結果を取りまとめていただきますので、「5分程度」休憩を取りたいと思います。

### 【休憩】

(藏田委員長)

それでは引き続き会議を再開いたします。

議題6「茅ヶ崎市元町ケアセンターの指定管理者候補者の選定について」、事務局より集計結果の説明をお願いいたします。

### 議題6「茅ヶ崎市元町ケアセンターの指定管理者候補者の選定について」

(事務局) (安西室長補佐)

それでは集計が終わりましたので、ご報告させていただきます。スクリーンをご覧ください。

A者の書類審査結果につきましては、300点満点中213点となっております。面接審査結果につきましては、200点満点中144点となっております。

また、書類審査及び面接審査による合計得点につきましては、357点で満点の6割を満たしているため、指定管理者の候補者となります。

また、委員の皆様からいただきました評価できる点、改善を要する点はスクリーンに記載のとおりです。こちらに記載の内容について指定管理者の候補者に通知させていただきたいと考えております。また追加のご意見等がありましたらこちらで伺えればと思います。

最後に、応募者についてですが、A者につきましては「社会福祉法人麗寿会」でございます。審査結果は以上でございます。

(藏田委員長)

ただいま、事務局から審査結果の報告がありました。

これについて評価できる点、改善を要する点など何かご意見等がありますでしょうか。

### 【意見等なし】

(藏田委員長)

それではお諮りいたします。

ただいま事務局から報告がありましたとおり、茅ヶ崎市元町ケアセンターにおいて、書類審査及び面接審査による合計得点が満点の6割以上の「社会福祉法人麗寿会」を指定管理者の候補者として選定することを決定してよろしいでしょうか。

【異議なし】

(蔵田委員長)

異議なしとのことでしたので、「社会福祉法人麗寿会」を指定管理者の候補者として選定することといたします。

また、事務局から提案のありましたとおり、皆さまからいただきました意見を候補者に通知するというところでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(蔵田委員長)

それでは、本日の審査結果及び皆さまからのご意見を候補者に通知するというところでよろしくお願いいたします。

なお、本日の選定結果につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第2条に基づき、市長に答申させていただきます。

それでは、議題7「茅ヶ崎市萩園ケアセンターの応募書類に基づく面接審査について」に移らせていただきます。

#### 議題7「茅ヶ崎市萩園ケアセンターの応募書類に基づく面接審査について」

(蔵田委員長)

まず、事務局より、応募団体の応募資格について報告、並びに施設の概要及び指定管理者に期待すること等について説明をお願いいたします。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

それでは高齢福祉介護課よりご説明いたします。

始めに、応募団体の応募資格につきましては、今回応募のありました、A者については、応募書類の第1号様式その1の「指定管理者指定申請書」で示しております、(1)～(11)の資格要件を満たしていることを確認しております。

次に、施設の概要についてご説明いたします。「茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者募集要項」の2ページをご覧ください。



3「施設の概要」については、（1）開所は平成13年12月となっており、（2）所在地は、茅ヶ崎市萩園1215番地4号、（3）構造は鉄筋コンクリート造地上3階建、（5）延床面積は905㎡、こちらはケアセンター分でございます。（6）施設内容としては、2階に事務室、介護用品展示スペース、食堂、厨房、日常動作訓練室、浴室、トイレ、介護相談室、相談室、3階に介護会議室、介護者教育室がございます。（7）併設施設としては、老人憩の家萩園いこいの里と萩園市民窓口センター、喫茶コーナーを併設しております。

最後に、現状を踏まえた課題と指定管理者に期待していることについてご説明いたします。現状を踏まえた課題としましては、施設の老朽化が大きな課題としてあげられます。指定管理者に期待していることにつきましては、地域還元です。地域の福祉向上に繋がる取り組みが主な点として挙げられますが、具体的にご説明させていただきます。

1つ目は、広報及び情報提供です。市の施設であることや介護サービスを提供しているという施設の特色を生かし、既存の利用者のみならず、地域住民に対する効果的な広報及び適切な情報提供をしていただきたいと思いますと考えております。また、自主事業を行うにあたっての効果的な広報についても工夫をしていただきたいと思いますと考えております。

2つ目は、自主事業です。地域で開かれた施設となるべく、地域の特色を生かした独自の自主事業を行っていただきたいと思いますと考えております。また、こちらにつきましても既存の参加者のみならず、新たな参加者を見込めるような工夫もしていただきたいと思いますと考えております。

3つ目は、施設及び附属設備の効果的な管理です。ケアセンターは主に高齢者を対象とした施設であること、施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、指定管理者としても危機管理意識を持っていただき、日頃からの施設及び附属施設の維持管理を行っていただきたいと思いますと考えております。また、優先順位を踏まえたうえでの、積極的な修繕やサービスの質の向上に繋がる施設改善等も行っていただきたいと思いますと考えております。ご報告及びご説明は以上です。

（藏田委員長）

ありがとうございました。それではただいまから面接審査を開始します。面接審査の進行は事務局にお願いします。

（事務局）（安西室長補佐）

それでは応募団体にご入室いただきます。

**【応募団体（A者）の入室】**

(事務局) (安西室長補佐)

お待たせいたしました。ただいまから茅ヶ崎市萩園ケアセンターの指定管理者候補者選定のための面接審査を行います。本日はお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

面接審査でございますが、説明時間は10分以内でお願いいたします。説明に関しましては、1分前及び終了時にベルにてお知らせさせていただきます。終了時間となった時点で、説明を中止させていただきます。説明が終わりましたら、引き続き質疑応答の時間を15分設けておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、団体名についてはおっしゃらないようお願いいたします。

準備の方はよろしいでしょうか。それでは説明をお願いいたします。

### 【A者プレゼンテーション】

(事務局) (安西室長補佐)

ありがとうございました。それではこれから質疑応答に入ります。

委員の皆様、よろしくお願いいたします。

(山本副委員長)

ご説明ありがとうございました。

今説明いただいた中で、自主事業について、いろいろとニュースポーツを中心として考えていらっしゃるということをご説明いただいています。こちらの計画書に書いていただいた内容と、収支計画の中でも自主事業として考えていらっしゃる予算額と、少しバランスが悪く感じます。金額としては年間5万円ずつという形での経費計上をしていらっしゃるかもしれませんが、計画書の中では、それ以外に5万円ではおさまらないと思われるスポーツ関連ですとか、映画ですとか、そういったことを考えていらっしゃるの、このあたりについて、実際、事業をしていただくのに本当に5万円でおさまるのか伺いたしたいと思います。逆に、こういった事業をもっとやっていただきたいと思っております。このあたりをもっと頑張ってやっていただきたいと私は感じているのですが、そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

(A者)

ニュースポーツについてです。これは新たにそれを取り組んで、機材を買ってということではなくて、今、実際にやっているデイサービスなんかで取り入れて、また、講師も中の

スタッフとして既におります。そのため、投資が要るということではありませんので、道具とか、そういったものに多く予算をとっていないということでもあります。今あるものを使っていくということでもあります。

(池澤委員)

プレゼンありがとうございました。

説明が最後までいかなかったというのもあったので、確認の意味でちょっと聞きたいのですが、事業計画書の中の79ページのところに、保守メンテナンスの3分類ということで、日常点検とか定期的なメンテナンス、法定点検以外の任意のメンテナンスというふうに書かれています。かなり明確に書かれていて、施設に関する効率的な管理という意味では、3段階に分けているので、すばらしいと思います。特に点検というのは、簡単なようで、意外と難しかったりする面もあろうかと思えます。特に、建築の専門家でない方はなかなか難しいと最初から苦手意識がある方もいると思えます。そういう意味では、施設点検の段階で、特に重点を置いているというか、こういうところに配慮しながら、点検を十分にしていますという、そういった点についてお聞かせいただきたいと思えます。

(A者)

今おっしゃられたとおり、専門的な知見というところで毎日やっているというところは少し弱いところですね。ですので、79ページの(2)の3の法定点検以外の任意メンテナンスのところ、特定建築物と定期調査に関する知識を持った専門職員を今後入れて、見てもらおうと考えています。毎日ではありませんが、1年間の中で計画的に来てもらって見てもらおうと考えております。

また、日々のメンテナンスというと、受付業務をしている職員が、建物を巡回して毎日見るということになっていることと、あとは、現場で道具を使っている職員が毎日、普段の業務の中で、異常な音が出ていることなどを五感で感じるということを経験しているところですね。以上です。

(池内委員)

幾つか質問があります。まず最初に17ページです。先ほど説明があつて、稼働率を80%にしようという目標を立てておられますけれども、これは具体的にどういうふうにして達成されるのでしょうか。先ほどホームページについて議論がありましたが、稼働率向上のためにホームページの活用を考えておられるのであれば、検索者にアピールすること、もう少し関心を持ってもらえるページにすることも必要ではないかと思えます。

それから、次に23ページ、危機管理ですけれども、これは御社だけではなくて、管理

者をやっている方は皆感じられると思います。とにかくいろいろな規程をつくる。それからマニュアルをつくる。危機管理だけでもいろんな危機があって、そのマニュアルだけでもとにかく多いと感じます。これを日常の中で、全部従業員の頭に入れてもらえるのでしょうか。実際には規程だとか、そういったマニュアルは、おそらくどこかに収納されて、常に見れる形にはなっていないのではないのでしょうか。実際に問題が起こったときに、それを探すようなことではいけないので、もう少し何か工夫ができないかと思います。

最後に、契約書についてですが、186ページ2番の方は、契約書でなく承諾書になっています。その前の方には、契約書が入っています。正職員用の就業規則によりますと、労働契約については、ふれられていません。正職員以外の就業規則には、労働契約の条があり、雇用契約書を取り交わすことになっています。これに対して正職員については、労働条件を明示することや労働契約を締結するなどの規定がなく、そのため、承諾書という形になっているのかと思いました。正、非職員で統一されたほうがよろしいかと思います。ご検討されてはいかがでしょうか。

(A者)

正職員は確かに承諾書という形になっていると思います。

(池内委員)

それだと、労働条件が提示されたかわかりません。少なくとも労働条件通知書が交付されているか、その内容もわかりません。法律上はそうではないと思いますがいかがでしょうか。

(A者)

それについては法律に則ってやっています。労務のほうにも確認しますが、正規職員の場合は承諾書で大丈夫なはずですが、それについては確認します。

(池内委員)

承諾書を出すのでしたら、それ以前に、契約時に、労働条件を明示の上説明し、両者合意した結果である旨明記した承諾書を交付しておくべきだと思います。ご検討ください。以上です。

(A者)

今の常勤職員の承諾書の労働契約のことについては、持ち帰らせて、確認をさせていた

だきます。

稼働率の具体的な取り組みに関しては確かに難しく、デイサービスについても同様です。

(池内委員)

稼働率目標を高く掲げられているのでお伺いしました。

(A者)

目標は高くしないといけないと思っていますところです。萩園ケアセンターで展開していく場合には、ショートステイは実施していないので、おそらく軽度の方が魅力的に感じてたくさん来てくださっています。また、回転がよくなるような仕組みを特化していくということが必要だろうと思っています。それと、さっきも言いましたけれども、そうはいつでも在宅で重度の方を見ている方も確かにいらっしゃるの、そういう方に対応できるような2本立てであります。実際的なこととお話すると、重度の方は入院してしまうこともあります。そういう意味では、軽度の方が定期的にたくさん入れ代わり立ち代わり来てくださるように、スポーツですとか、機能訓練、歩行訓練、そういったことの新しいものを提示していくしかないと思っています。

総合事業が始まってから、まだ具体的にサービスAの方が出てきていないというのが実情です。来年度からは具体的にサービスAを引き受けてやっていくというところには、そういう方が入ってくると思っています。なので、軽度の方に向けたプログラムを展開していくことで稼働率を上げていくというふうに私どもは思っています。

それと、告知も重要です。利用者の方がホームページを見て利用するというパターンは、ほとんどありません。ですから、今言ったそういう取り組みについて、どんな新しいことをやっているのか、また、利用者さんがそれでどういうふうに変わっていくのかという情報を、ケアマネジャーさんのほうに逐一流すというのが、一番の利用率につながるころだと思っていますので、それをやっていくしかないと思っています。

契約については、一度持ち帰らせていただきます。

この3点でよろしかったでしょうか。

(池内委員)

はい。

(藏田委員長)

一言だけ、意見です。大変すばらしい活動をされている団体さんであることは、提案書を拝見させていただいてよくわかりました。提案としては、地域のまさに萩園ケアセンタ

一に対してどういう課題を認識し、どういうことを指定管理者としてやりますということ  
を明らかにしていただかないといけないと思います。それは、収支計画上においてもそう  
ですが、法人全体としての取り組みの関連でここでも提供しますということでは、指定管  
理者として複数年にわたって事業者さんをお願いをするというときの審査の根拠として  
は、十分でないと思われれます。今のご説明も含めてですけれども、やれる力がないとは思  
いません。こういうふうにやりますということをご提案いただいて、それについて審査を  
し、認め、それに基づいて行政と事業者さんと一緒に事業を取り組んでいくということが  
基本的なスタンスになります。その点、しっかりと内容の中で書かれていることがどの方  
から見てもわかるような形で、要は、菽園ケアセンターにおいてどのような事業を行  
うのか、そのためにどういう体制であり、どういう費用がかかり、それらが本部の経費で  
あるのかどうかということも含めて、明らかにしていただかないと、先ほどの目標のお話  
でもお答えでありましたけれども、書かれていけばいいわけではありません。この審査に  
基づいて、市民の信託を受けて、お任せするということになりますので、目的を掲げるこ  
とが目的ではありません。実際にそれでやっていただくことをお願いするための審査です  
ので、その点では、この提案書については内容を拝見させていただいて、今の説明の中で、  
内容は理解をさせていただきましたけれども、事業提案に対して、この場所で、この事  
業としてどういうことをするのかということ、今の段階では読み取るのはなかなか難し  
いと思いますので、ぜひ今後は変えていただければと思います。意見でございます。以上  
です。

(事務局) (安西室長補佐)

他にご質疑はございませんか。時間がまいりましたので、そろそろ質疑応答を終了とさ  
せていただきます。

それでは以上で面接審査を終了といたします。本日の結果につきましては、後日通知さ  
せていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。ではご退出ください。

#### 【A者退出】

(事務局) (安西室長補佐)

委員の皆様におかれましては、評価表の記入をお願いいたします。

#### 【評価表の記入】

(藏田委員長)

議題7「茅ヶ崎市萩園ケアセンターの応募書類に基づく面接審査」が終了いたしました。これより、事務局で審査結果を取りまとめていただきますので、「10分程度」休憩を取りたいと思います。

【休憩】

(藏田委員長)

それでは引き続き会議を再開いたします。

議題8「茅ヶ崎市萩園ケアセンターの指定管理者候補者の選定について」、事務局より集計結果の説明をお願いいたします。

**議題8「茅ヶ崎市萩園ケアセンターの指定管理者候補者の選定について」**

(事務局) (安西室長補佐)

それでは集計が終わりましたので、ご報告させていただきます。スクリーンをご覧ください。

A者の書類審査結果につきましては、300点満点中215点となっております。面接審査結果につきましては、200点満点中141点となっております。

また、書類審査及び面接審査による合計得点につきましては、356点で満点の6割を満たしているため、指定管理者の候補者となります。

また、委員の皆様からいただきました評価できる点、改善を要する点はスクリーンに記載のとおりです。こちらに記載の内容について指定管理者の候補者に通知させていただきたいと考えております。また追加のご意見等がありましたらこちらで伺えればと思います。

最後に、応募者についてですが、A者につきましては「社会福祉法人翔の会」でございます。審査結果は以上でございます。

(藏田委員長)

ただいま、事務局から審査結果の報告がありました。

これについて評価できる点、改善を要する点など何かご意見等がありますでしょうか。

【意見等なし】

(藏田委員長)

それではお諮りいたします。

ただいま事務局から報告がありましたとおり、茅ヶ崎市萩園ケアセンターにおいて、書類審査及び面接審査による合計得点が満点の6割以上の「社会福祉法人翔の会」を指定管理者の候補者として選定することを決定してよろしいでしょうか。

【異議なし】

(藏田委員長)

異議なしとのことでしたので、「社会福祉法人翔の会」を指定管理者の候補者として選定することといたします。

また、事務局から提案のありましたとおり、皆さまからいただきました意見を候補者に通知するというところでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(藏田委員長)

それでは、本日の審査結果及び皆さまからのご意見を候補者に通知するというところでよろしくお願いいたします。

なお、本日の選定結果につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第2条に基づき、市長に答申させていただきます。

それでは、議題9「その他」に移らせていただきます。

## 議題9「その他」

(事務局) (土井主任)

今後の予定ですが、委員会が市長に答申し、その後指定管理者の指定についての議案を12月に開催される市議会定例会に提案します。議決を得た後、指定管理者として指定され、協定書の締結を経て、平成30年4月1日から指定管理者による管理・運営が開始される予定となっております。

なお、本日の選定結果につきましては、答申後、応募団体に個別に通知するとともに、市公式ホームページにおいて採点結果等を公表いたします。

冒頭申し上げましたとおり、応募団体からの書類につきましては回収させていただきますので、机の上に置いたままでお願いいたします。

また、臨時委員以外の委員の皆さまにおかれましては、第5回指定管理者選定等委員会が、11月9日に予定されており、茅ヶ崎市柳島キャンプ場の公募型プロポーザルに係る書類審査を行っていただく予定でございます。



委員会の公開・非公開については、法人その他の団体に関する情報にあたり、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本日同様非公開とさせていただいてもよろしいでしょうか。

### 【異議なし】

詳細につきましては、別途開催通知でお知らせいたします。

また、昨日、臨時委員の篠原様以外の委員のみなさまにメールにてご連絡をさせていただいたところでございます。現在、来月の12月から年明けの1月にかけて、第7回指定管理者選定等委員会の開催を検討しているところであり、まずは日程調整をさせていただきたいと思っております。お忙しい中恐れ入りますが10月23日（月）までにメールにお返事をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

（藏田委員長）

ありがとうございました。

委員の皆様から何かございますでしょうかと振る前に、委員長として一言申し上げておきたいのですが、今回、こういう審査をさせていただいて、いろいろと勉強させていただくこと多々ありましたけれども、私自身、今回、この会議は非常に危機感を持ちました。というのは、提案する側も、審査する側も、その事務を担う側も、そういう意味で言うと、このまま惰性に流されていくと、この指定管理者の選定そのもの自体が非常に大きな課題を抱えることになると思っております。

限られた時間の中で資料を拝見させていただいて、もちろん我々としては市のまちづくりに貢献したいという思いで時間を割き、ここにも座り、質問等をさせていただいておりますけれども、それに答えるだけの提案者自身の意欲も必要でしょうし、また、そこに関わる事務局や担当課として向かわれるところの気概というところにおいては、もちろんさまざまな条件の中で、今回、1者応募ということの中での審査ということはあるものの、それにおいても、ちょっと見方を変えれば、非常にもったいないというか、これだけの機会、時間をかけ、よりよいものができる価値があるにもかかわらず、それを生かし切れないうような形になっているのではないかと私自身非常に感じています。今日のことを踏まえて、次の柳島キャンプ場のところからも含めて、できることは今すぐ、今日からだと思っておりますので、ぜひいい形で、市民の方々にとっても、いろんな方々にとっても本当によかったと思ってもらえるようなものにしていかなければいけないと思っております。その点では、私自身も含めて、気を引き締めてやっていかなければいけないと思っております。このときに考えないと、意識化しておかないと、流されていってしまうのではないかと強い危機意識を持

ちましたので、一言申し上げさせていただきました。

委員の方で、もし一言何かあればお願いいたします。

(山本副委員長)

私も、今回、藏田委員と同じような形で思ったところがあります。その中の一つ、今回、ケアセンターに関して説明を受けに来た、実際、応募は、各施設、従前の管理をしているところが、それぞれ1者ずつの応募という形ですけれども、そうではなくて、応募までは至らないけれども、それを聞きに来た、説明を受けに来たところはほかにはどこもなかったのでしょうか。

(事務局) (重田高齢福祉介護課長)

説明会のほうにも1者のみでした。本日提案した事業者のみでございます。

(山本副委員長)

ありがとうございます。

要は、昨年公募型という形でなかったものが、今回、公募型という形ではっきりほかからも公募を受けるという形をわざわざとったにもかかわらず、従前の管理者だけが応募したということは、公募の仕方、あるいは周知の仕方、期間ですとか、そういったところにもしかしたら問題があったのかと思います。要は、私たちとしては、これをもっといい形で、今、管理している方がもっと危機感を持って、もっといい運営をしようと思ってもらうためにも、公募というのがいいと思っていました。結果としてそういう形を全くとれないで、従前の管理者のみの提案になってしまっています。

面接の場でお話をしても、私たちの言っていることに関して返ってくる提案者の返事の仕方が、あまり危機感を持っていないという印象を持ってしまいました。この点、今回、1者なので、6割を超えていればということでは指定管理の事業者として認めることは、それはそれでいいですけれども、次の会議のときには、もうちょっと、今、藏田委員のおっしゃったように、もっと良いものにできるような形、公募の期間ですとか、公募の仕方というのをもう一度見直す必要があると私も感じましたので、そのあたり、担当課だけではなくて、事務局のほうも、どちらの課も、そのあたりをあり方として見直していただきたいと非常に感じましたので、よろしくお願いいたします。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

今、委員長、副委員長からご意見をいただきましたが、非常に重く受け止めなければならないと思っています。委員長のほうからは、面接審査のヒアリングの中でのご意見とは言

いながらも、事業者というよりは、我々に向けてのご発言であったと思っております。確かに、今回、1者の応募というところをとってしても、やはりこれでいいのかというところは、我々も、当然、担当課もそうですけれども、市としてこれでいいのかというところをもう一度見直して、改善をしていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございました。

(藏田委員長)

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第4回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会のほうを終了させていただきます。

この委員会は、これをもちまして、臨時委員の篠原委員につきましては、お忙しい中、ご協力いただきましてありがとうございました。3施設の審査を終了いたしましたので、任務終了ということで、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上で、この会議を閉じさせていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 山本 裕子